伊勢市の教育・保育施設における災害時相互支援に関する協定書

伊勢市（以下「市」という。）、伊勢市私立保育連盟（以下「私立保育連盟」という。）及び伊勢私立幼稚園・認定こども園協会（以下「私立幼稚園・認定こども園協会」という。）は、災害時等における相互支援に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、伊勢市内で災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害及びこれに類すると認められる状況（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、その被害が大規模となった、又は大規模となるおそれがある場合における市、私立保育連盟及び私立幼稚園・認定こども園協会の相互支援について、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（支援の範囲）

第２条　災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、その被害が大規模となった、又は大規模となるおそれがある場合、支援が可能な市の有する教育・保育施設並びに私立保育連盟又は私立幼稚園・認定こども園協会に加盟する教育・保育施設（以下「支援可能施設」という。）は、支援を必要とする教育・保育施設（以下「要支援施設」という。）に対し、次に掲げる事項を可能な範囲で支援するものとする。

（１）　職員の派遣

（２）　職員及び園児の受入れ

（３）　物資、備品等の提供

（４）　前３号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（支援の要請）

第３条　要支援施設が支援可能施設による支援を要請する場合は、市に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、文書を省略し、市に要請できるものとし、事後において、速やかに市に対し当該文書を提出するものとする。

（１）　被災の状況

（２）　支援要請の内容

（３）　必要とする支援の期間

（４）　前３号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

２　市は、前項の支援の要請を受けたときは、支援可能施設と連絡調整を行い、最適な支援体制の構築に努める。

（報告）

第４条　要支援施設が第２条に規定する支援を受けたときは、支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書にて市に報告するものとする。

（１）　提供を受けた支援の内容
（２）　支援を受けた期間
（３）　その他特筆すべき事項

（費用負担）

第５条　この協定に基づく支援は、原則、要支援施設が負担するものとし、これにより難いときは、協議のうえ決定することができるものとする。ただし、国及び地方公共団体並びに法令等により費用負担の定めのある者が費用を負担する場合を除く。

（平時の対応）

第６条　市、私立保育連盟及び私立幼稚園・認定こども園協会は、この協定に基づく相互支援が災害時に円滑に行われるよう、平時から連絡体制を確立し、研修・訓練等を実施するよう努めるものとする。

（事務）

第７条　この協定に関する事務は、市が行う。

（有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から協定の日を含む年度の末日まで効力を生じるものとし、市、私立保育連盟又は私立幼稚園・認定こども園協会が期間満了日１か月前までに協定の終了を申し出ない限り、その効力は１年間継続するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、市、私立保育連盟及び私立幼稚園・認定こども園協会で協議し、決定する。

２　この協定の内容は、必要に応じて見直しを行うものとする。

令和６年８月 21 日

伊勢市
伊勢市長　　鈴木　健一

伊勢市私立保育連盟
会　　長　　竹内　勇夫

伊勢私立幼稚園・認定こども園協会
会　　長　　前島　　達